

生活福祉資金貸付制度（福岡市社会福祉協議会）

【相談（業務）内容】

低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対し、生活福祉資金の貸付と、民生委員及び社会福祉協議会が必要な支援等を行うことにより、経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加の促進を図り、安定した生活が送られるよう支援することを目的とする貸付制度です。

○貸付の内容（貸付には申請要件があります。また、申請後に審査があるため、貸付に至らない場合もあります。）

- ・生計中心者の失業により生計維持が困難となった場合の、就職活動中の生計維持費用や住宅の入居費用、滞納公共料金等の支払費用の貸付。（総合支援資金）
- ・生業を営むために必要な経費、住宅の増改築、補修等に必要な費用、福祉用具等の購入に必要な費用、負傷又は疾病の療養に必要な経費等の貸付。（福祉資金）
- ・就職が決まったが初回給与までの生計維持が困難な場合や、医療費の支払等により臨時に生活費が必要となった場合等の貸付。（緊急小口資金）
- ・高校、短大、大学、専修学校等の入学費用や授業料、校納金等の費用の貸付（教育支援資金）
- ・65歳以上で一定の居住用不動産を持つ高齢者世帯が、当該不動産を担保にその住居で住み続ける上で必要な生活費の貸付。（不動産担保型生活資金）

【対象者】

低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯の方で、資金の貸付にあわせて必要な支援等を受けることにより独立自活できると認められる世帯で、そのために必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯。

【相談日時】

月～金 9:00～17:00（土日、祝日、年末年始を除く。）

【相談方法】

電話／来所 予約不要

【相談料】

無料

【所在地・問い合わせ先】

団体名	福岡市社会福祉協議会 生活福祉資金受付センター	担当部署	生活福祉課
住所	〒810-0062 福岡市中央区荒戸3-3-39 市民福祉プラザ4階		
電話番号	092-791-5708	FAX 番号	092-751-1509
HP	http://www.fukuoka-shakyo.or.jp/		
E-mail	sien@fukuoka-shakyo.or.jp		